

JC 輸出代行サービス規約

第1条 目的

本規約は、当社（以下、JC という）が運営する JCPACK において会員が AA 会場において落札した車両及び自己が保有する車両に関し、JC が海外への輸出代行業務を提供する上で必要な輸出事務及びこれらに関連する事務を提供するサービス（以下、サービスを総称して「JC 輸出代行サービス」という）について定める。

第2条 定義

- (1). 通関代行とは、会員が AA 会場で落札する、又は会員自らが別途仕入れた場合の車両及びそれらに附属する商品（以下、「車両等貨物」という）を輸出する上で、輸出通関手続きの前後に必要な事務手続きや、通関申請までの一連の諸業務を代行するサービスをいう。
- (2). 車両保管とは、JC が定めた日本国内のヤードにおいて、車両等貨物を輸出するまでに一時的に保管するサービスをいう。
- (3). 船積みとは、輸出する向け地まで向かう貨物輸送のためのフォワーダーの選定や、船腹予約、船積み手配、B/L 作成等の事務を総称して代行するサービスをいう。
- (4). 検査代行とは、輸出相手国で定められた法令、規制等に従い、日本国内で事前に車両等貨物を JC 又は JC が指定する検査機関に検査申込みの上、検査の手配をするサービスをいう。

第3条 JC 輸出代行サービスの利用

- (1). 会員が通関代行業を依頼する場合、自己の車両等貨物を予め JC が別途指示するヤードへ搬入する。
- (2). 車両保管において、会員の車輛がヤード搬出の時点において、各ヤードで定められた無料駐車期間を超えて駐車した場合は、会員は、JC が定めた方法で、その超過料金を支払わなければならない。
- (3). 会員が JC 指定ヤードに搬入後、通関手続きを JC に依頼しない場合又は輸出を取りやめる場合、会員はヤード搬入日から計算された駐車日数、放射能検査費用、及び内貨搬出費用等を支払わなければならない。尚、整備、又は検査を目的としてヤード搬入した場合は、各ヤードの規定に従うものとする。
- (4). 会員が自己の車両等貨物の輸出を取りやめる場合、速やかに JC に連絡の上、JC の指示を受ける。その場合、ヤード入庫日からの駐車日数に相当する駐車料金及び内貨返品料（又は、搬出手数料等）の支払いを会員は免れない。
- (5). 輸出相手国が、輸出前検査の実施や、その証明書等の発行を義務付けられている場合は、JC に対して事前に検査の申し込みをするものとする。

- (6). 前項の検査で不合格となった場合、JC へ速やかに修理の申し込みをするか、又は自らの手配により修理を実施し、再度 JC に検査の申し込みをしなければならない。尚、修理及び修理に係る費用は会員の負担とする。
- (7). 通関代行及び船積みにおいては、JC の指示に従い、船積み予定日の 10 日前迄に、出航する船名、ブッキングナンバー、 SHIPPING インストラクション等通関に必要な情報を JC に対して通知しなければならない。
- 。
- (8). 第 2 項に関わらず、会員が、車両等貨物を保管から 9 か月以上経過した時点において、輸出せず、JC に対する債権が未払いの場合、JC は、会員からの弁済を受けるために、車両等貨物を任意に売却その他処分の上、当該車両等貨物の駐車料金、修理費用、処分にかかる費用等へ充当清算を行うことができるものとする。

第4条 輸出者としての会員の責任

1. JC は、船荷証券の作成及び輸出通関に必要な書類等を会員に代わって代行作成する。但し、その責任（荷送人責任）は、依頼した会員にあり、会員は輸出する車両等貨物全てについて、品名、数量、重量、価格及び FOB 又は CIF 等の費用負担条件その他輸出申告手続きの適正かつ迅速な実施のため必要な全ての情報を正確、且つ漏れなく記載申告するものとする。
2. 船荷証券に記載された車両等貨物の個数、荷姿、重量を除き、商品の内容に関しては、船荷証券と現品とに相違があった場合でも、JC は責任を持たないものとする。
3. 車両等貨物の輸出に関する手続きにおいて、JC は会員の意向に沿って手続きを代行するが、手続き上発生した事案については、会員の責任とし、且つ、その費用は全て会員の負担とする。
4. 会員が自己の車両等貨物について、JC 輸出代行サービスの利用する場合、事前に輸出相手国の輸入通関について通関規制等問題なく輸入通関許可が下りる貨物である旨確認しなければならない。
5. 海外発送した車両等貨物が日本出航後、海洋上での事故、戦争、テロ、沈没、自然災害等により損害を受けた場合、JC は一切責任を持たない。
6. 海外発送した車両等貨物が相手国現地で通関遅延、規制変更等問題が発生した場合、JC は一切責任を持たない。
7. 海外発送した貨物が相手国現地の許可が下りない場合で、日本に返送された場合、これら返送費用に関わる一切の費用は会員の負担とする。また、この場合において、輸出代行依頼に掛かった費用については JC は返金しない。

第5条 利用料金

1. JC 輸出代行サービスに関する料金は、別途定めるものとする。
2. 会員は、JC 輸出代行サービスの利用料金について、JC が別途通知する請求書に従い、期限内に支払いをするものとする。

3. JC 輸出代行サービスに関する料金は、会員へ事前通告することなく、利用料金及び料金項目について随時変更できるものとする。

第6条 利用料金の請求及び支払い

1. 会員は、JC 輸出代行サービスに関し、サービス提供終了後に、JC から請求を受けた場合、その支払いを、予め定められた方法で JC 宛速やかに実施しなければならない。
2. 前項に関し、第 3 条 2 号に定める無料駐車期間を超過して発生した駐車料金に関し、当該車両等貨物の輸出前であっても、会員は JC の請求があった場合は、速やかにその支払いをしなければならない。
3. JC との支払い条件につき、個別契約をしている会員に関しては、その契約内容に従う。

第7条 JC 輸出代行サービスの中止

1. JC は、以下に定める事由またはその虞がある場合には、JC 輸出代行サービスの提供をそのサービス途中であっても、サービス提供を中止することができるものとする。
 - (1). 車両等貨物が法令上禁止されている商品である場合
 - (2). 車両等貨物が物理的に輸出困難な状態である場合
 - (3). 車両等貨物について、JC に対して虚偽の情報（価格、荷物情報等を含むがこれらに限られない）を通知した場合
 - (4). 会員の所在または車両等貨物の住所が確認できない場合
 - (5). 他人になりすまして JC 輸出代行サービスを利用する場合
 - (6). 前条の利用料金を JC 所定の期日までに支払わない場合
 - (7). 荷受人が車両等貨物の受領を拒んだとき
 - (8). 税関で差し止められたとき
 - (9). 会員が JCPACK 規約、本規約に違反したとき
 - (10). その他 JC が不相当と判断したとき
2. 前項の場合、サービス中止に伴う費用負担は全て会員が負うものとし、会員に生じる不利益又は損害について、JC は一切の責任を免れるものとする。

第8条 善管注意義務

本件 JC 輸出代行サービスは、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項に関しては、法令又は一般の慣習によるものとする。

第9条 遅延損害金

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩 5 銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

第10条 所有権の移転及び留保権

会員は第 6 条の支払いを担保する目的で、会員の支払いが完了するまでの間、JC が車両

保管をしている車両の引渡しを拒否し、当該車両の所有権が JC に留保されることを予め承諾するものとする。

第11条 免責

1. 天災地変、戦争、テロ、暴動、法令・規則の制定改廃、政府機関の介入又は命令、伝染病、停電、通信回線やコンピュータ等の障害・システムメンテナンス等による中断・遅滞・中止・データの消失、データの不正アクセス、輸送機関の事故、労働争議等の不可抗力により、会員に損害が生じた場合、JC は、当該損害について一切責任を負わないものとする。
2. 本規約における JC の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとし、JC は JC 輸出代行サービスの正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利を侵害していないことを含め JC は一切責任を負わず、またいかなる保証もしないものとする。
3. JC は、会員に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがあります。当該情報やアドバイスについて責任を負うものでない。
4. JC 輸出代行サービスに関連して、JC が提供する通関、船積み、輸入国現地到着予定日等のスケジュールはあくまでも予定であり、遅延があったとしても、JC は一切の責めを負わない。
5. 前各号のほか、本規約等に別段の定めがある場合を除き、JC は会員が JC 輸出代行サービスに関して被った損害または不利益について、一切責任を負わない。

第12条 譲渡の禁止

会員は、JC 輸出代行サービスの利用にかかる権利義務を第三者に譲渡、貸与、売却、担保差入およびその他の処分をしてはならないものとする。

第13条 再委託

JC は、JC 輸出代行サービスの提供に関して、全部又は一部の業務を、JC の責任において第三者に再委託できるものとする。

第14条 規約違反

会員が本規約に違反することにより、JC または他の会員等の第三者が何らかの損害を被った場合、JC は会員に対して損害（合理的な範囲での弁護士費用を含む）の賠償ができるものとする。

第15条 協議

この規約に定めのない事項並びにこの規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度会員及び JC は誠意をもって協議して解決する。

<変更箇所>

- 2020/10/24 第3条2項 駐車期間請求書の計算ルール
- 2020/10/24 第3条3項 整備・検査目的で車両が入庫してきた場合のルール
- 2020/11/02 第3条3項 放射能検査費用、内貨搬出費用を追加
- 2020/11/02 第3条7項 船積み予定10日前の条項を追記